2　法第四条第八項の環境省令・文部科学省令で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一　前項各号に掲げる施設の用に供される土地が法第四条第二項第二号イの区域に含まれる場合　当該施設を管理する者

二　前項第一号に掲げる施設の用に供されることが予定されている土地が法第四条第二項第二号イの区域に含まれる場合　当該施設に関係のある次に掲げる者

イ　土地収用法第三条第一号に掲げる施設の用に供されることが予定されている土地（ロにおいて「第一号施設供用予定地」という。）が含まれる道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の道路の区域に係る道路の新設、改築、維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業（ロにおいて「災害復旧」という。）その他の管理を行う者

ロ　第一号施設供用予定地が含まれる高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の高速自動車国道の区域に係る道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う者

ハ　土地収用法第三条第二号に掲げる施設の用に供されることが予定されている土地（ニにおいて「第二号施設供用予定地」という。）が含まれる河川法（昭和三十九年法律第百六十七条）第六条第一項の河川区域に係る河川を管理する河川管理者（同法第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の河川管理者をいう。ニにおいて同じ。）

ニ　第二号施設供用予定地が含まれる河川法第五十六条第一項の河川予定地を指定した河川管理者

ホ　土地収用法第三条第三号に掲げる施設の用に供されることが予定されている土地が含まれる土地であって砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定されたものを同法第五条の規定により監視する者

ヘ　土地収用法第三条第三号の二に掲げる施設の用に供されることが予定されている土地が含まれる地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域又は同法第四条第一項のぼた山崩壊防止区域を同法第七条又は第四十一条の規定により管理する者

ト　土地収用法第三条第三号の三に掲げる施設の用に供されることが予定されている土地が含まれる急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜崩壊危険区域を指定した者

チ　土地収用法第三条第十号に掲げる港湾施設の用に供されることが予定されている土地に係る港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第一項の港湾計画を定めた同法第二条第一項の港湾管理者

リ　土地収用法第三条第十号の二に掲げる施設の用に供されることが予定されている土地が含まれる海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項又は第二項の海岸保全区域を管理する同法第二条第三項の海岸管理者

ヌ　土地収用法第三条第十号の三に掲げる施設の用に供されることが予定されている土地が含まれる津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二十一条第一項の津波防護施設区域を指定した同法第二条第十一項の津波防護施設管理者

ル　土地収用法第三条第十二号に掲げる施設の用に供されることが予定されている土地が含まれる都市公園法第三十三条第一項又は第二項の都市公園を設置すべき区域を決定した者（協議会が組織されていない場合に協議を要する者）

**第五条**　法第四条第九項の環境省令・文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　土地の所有者等

二　関係事業者、関係行政機関その他都道府県又は市町村が必要と認める者

**附　則**

この省令は、法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

## ○環境省令第五号

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（平成二十六年法律第八十五号）第四条第六項及び第七項並びに第十四条の規定に基づき、環境省関係地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十七年三月六日　環境大臣　望月　義夫

環境省関係地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律施行規則

（地域計画の作成に係る環境大臣への協議）

**第一条**　都道府県又は市町村は、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（以下「法」という。）第四条第六項の規定により環境大臣に協議しようとするときは、その協議書に当該協議に係る地域計画並びに法第四条第六項各号に該当する行為の種類、目的、実施主体、実施場所、行為地及びその付近の状況、実施時期並びに実施方法を記載した書類を添えて、環境大臣に提出しなければならない。

2　環境大臣は、前項の都道府県又は市町村に対し、前項の書類のほか必要と認める書類又は図面の提出を求めることができる。

（地域計画の作成に係る都道府県知事への協議）

**第二条**　市町村は、法第四条第七項の規定により都道府県知事に協議しようとするときは、その協議書に当該協議に係る地域計画並びに法第四条第七項各号に該当する行為の種類、目的、実施主体、実施場所、行為地及びその付近の状況、実施時期並びに実施方法を記載した書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の市町村に対し、前項の書類のほか必要と認める書類又は図面の提出を求めることができる。

（権限の委任）

**第三条**　法第四条第六項に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げる行為に係るものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第二号の国立公園（以下この条において「国立公園」という。）の区域内において行う行為であって、同法第二十条第三項の許可を要するもののうち、自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第二十条第六号イからチまでに掲げる行為

二　国立公園の区域内において行う行為であって、自然公園法第二十一条第三項の許可を要するもののうち、自然公園法施行規則第二十条第七号イからヘまでに掲げる行為

三　国立公園の区域内において行う行為であって、自然公園法第二十二条第三項の許可を要するもののうち、自然公園法施行規則第二十条第八号イからハまでに掲げる行為

四　国立公園の区域内において行う行為であって、自然公園法第三十三条第一項の届出を要する行為

五　法第四条第六項第二号から第六号までに掲げる行為

**附　則**

この省令は、法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。